

—都税についてのお知らせ—

## 自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？



自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

◇ **自動車を譲渡したとき：平成28年3月31日（木）**までに移転登録をお済ませください。

★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

◇ **廃車等で自動車を使わなくなったとき**：速やかに抹消登録をお済ませください。

★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr6\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html)

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・祝日を除く）

## 自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

### ◇ 自動車を譲渡したとき：

平成28年3月31日（木）までに移転登録をお済ませください。

移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

### ◇ 廃車等で自動車を使わなくなったとき：

速やかに抹消登録をお済ませください。

抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr6\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html)

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・祝日を除く）

